島根県報

令和７年５月７日（水）
第　６１４　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

農業振興地域の指定の一部改正　（農業経営課）　2

解除予定保安林　（森林整備課）　2

指定漁船調書の縦覧　（水　産　課）　2

都市計画変更の図書の縦覧　（都市計画課）　4

【公　告】

公共測量の終了　（技術管理課）　4

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体　4

【収用委告示】

収用及び使用の裁決手続の開始の決定　5

告　示

島根県告示第270号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和７年５月７日

島根県知事　丸　山　達　也

１　松江地域の項中「令和３年島根県告示第590号」を「令和７年島根県告示第273号」に改める。

島根県告示第271号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年５月７日

島根県知事　丸　山　達　也

１　解除予定の所在場所

浜田市金城町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第272号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和７年５月７日

島根県知事　丸　山　達　也

１⑴　届出事項

ア　発起人の住所及び氏名

江津市江津町745　　有賀美津男

〃　江津町580－11　川口　　登

〃　黒松町654－１　渡邉　　勇

イ　加入区

江津市加入区

ウ　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合ＪＦしまね

⑵　指定漁船調書の縦覧

ア　縦覧期間

告示の日から15日間

イ　縦覧場所

漁業協同組合ＪＦしまね

2(1)　届出事項

ア　発起人の住所及び氏名

大田市静間町188－20　月森久樹

〃　188－18　月森隆広

〃　264－３　吉田善幸

イ　加入区

和江加入区

ウ　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合ＪＦしまね

(2)　指定漁船調書の縦覧

ア　縦覧期間

告示の日から15日間

イ　縦覧場所

漁業協同組合ＪＦしまね

3(1)　届出事項

ア　発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町港町天神原16－１　吉田政司

〃　東郷中谷３－２　澤田喜直

〃　加茂1411－２　野津和博

イ　加入区

西郷加入区

ウ　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合ＪＦしまね

(2)　指定漁船調書の縦覧

ア　縦覧期間

告示の日から15日間

イ　縦覧場所

漁業協同組合ＪＦしまね

4(1)　届出事項

ア　発起人の住所及び氏名

隠岐郡知夫村523－12　萬　康

〃　1580－４　徳田久志

〃　409　濱　辰成

イ　加入区

知夫村加入区

ウ　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合ＪＦしまね

(2)　指定漁船調書の縦覧

ア　縦覧期間

告示の日から15日間

イ　縦覧場所

漁業協同組合ＪＦしまね

島根県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和７年５月７日

島根県知事　丸　山　達　也

１　都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分

２　都市計画を変更する土地の区域

松江市大庭町、古志原七丁目、法吉町、東津田町、矢田町及び山代町

３　縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の公共測量は、令和７年３月28日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年５月７日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

２　作業期間

令和６年４月24日から令和７年３月28日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町地内

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

島根県選挙管理委員会告示第22号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第２項の規定により、令和７年４月１日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年５月７日

島根県選挙管理委員会委員長　大　野　敏　之

その他の政治団体

名　　称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

足立たけし後援会	遠藤　久宜	有福　順子	浜田市長沢町1671－18

収　用　委　員　会　告　示

島根県収用委員会告示第３号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和７年５月７日

島根県収用委員会会長　野　島　和　朋

１　起業者の名称

国土交通大臣

２　事業の種類

一般国道９号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

３　裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在　島根県江津市黒松町

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
401番	田	山林	855	855.30	119.63	収用	一部
401番	田	山林	855	855.30	7.12	使用	一部

４　土地所有者の氏名及び住所

登記名義人（亡）河田文吉相続人（別表のとおり）

５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

６　裁決手続の開始を決定した年月日

令和７年４月24日

別表

整理番号	氏名	住所	持分
1	河田　惠美子	島根県浜田市熱田町572番地19	15分の１
2	福島　真由美	島根県出雲市大社町杵築南1447番地２　ＭＵＭ　Ｉ－201	30分の１
3	谷口　美由紀	兵庫県神戸市西区井吹台東町４丁目18番地16－207号	30分の１
4	河田　末子	大阪府大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１－106号	15分の１
5	中島　伊久美	大阪府大阪市東淀川区西淡路５丁目４番５号	30分の１
6	河田　卓也	大阪府大阪市東淀川区西淡路５丁目４番５号	30分の１
7	河田　喜代志	埼玉県草加市新里町1485番地３	15分の２
8	髙橋　弘	福岡県北九州市八幡東区大平町３番４号	15分の２
9	河田　優美	大阪府高槻市南芥川町21番３－907号	15分の１
10	河田　悠花	奈良県香芝市穴虫19番地　Ｇｌｏｒｉａ305号	15分の１

11	二宮　愛子	奈良県奈良市神功一丁目６番地　平城第１団地24－105	75分の２
12	三木　典子	兵庫県神戸市灘区一王山町13番28号	75分の１
13	和田　浩司	島根県大田市大田町大田イ2759番地26	75分の１
14	伊藤　龍基	京都府京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地４棟524号	75分の１
15	米田　美都留	神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目３番32号	75分の１
16	谷口　エイコ	広島県広島市安佐南区西原三丁目４番８－502号	75分の２
17	山口　幸男	広島県広島市東区曙二丁目８番32－102号	75分の２
18	上田　由美	京都府八幡市八幡名残６番地の１	60分の１
19	紀伊馬　ちえみ	大阪府枚方市北船橋町98番地の３	180分の１
20	北薗　みちよ	大阪府枚方市長尾谷町２丁目３番地の１（104）	180分の１
21	倉内　ともみ	京都府八幡市八幡名残６番地の１	180分の１
22	上田　孝士	島根県江津市浅利町353番地９	30分の１
23	大野　朝子	岐阜県岐阜市日光町１丁目66番地	15分の１
24	西谷　潤之介	兵庫県神戸市北区東有野台１丁目18番地の11	30分の１
25	西谷　彰	宮崎県小林市堤2913番地15　アドバンスマンション201	30分の１